

議案第7号

鳥取県子どもの読書活動推進ビジョンの見直しについて

見直しを行った鳥取県子どもの読書活動推進ビジョンについて、別紙のとおり提出します。

平成21年3月20日

鳥取県教育委員会教育長 中 永 廣 樹

鳥取県子どもの読書活動推進ビジョンの見直しについて

家庭・地域教育課

1 見直しの趣旨

鳥取県子どもの読書活動推進ビジョンは、「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条第1項の規定によるものであり、鳥取県における子どもの読書活動の推進に関する施策の方向性や取組を示すもの。（平成16年4月策定）

今回の見直しは、策定後5年間の取組の成果と課題を検証し、今後の子どもの読書活動推進のための基本施策の方向の見直しを行うもの。

2 見直しの概要

これまでの5年間の成果と課題を踏まえ、「子どもが読書に親しむための機会の提供」「環境の整備」「人の育成」「啓発・広報」の4つの柱をもとに、子どもが読書に親しむための機会の提供や環境の整備を一層充実させることを目指し、家庭での読書活動の推進、読書活動団体との連携、学校での一斉読書の継続、学校図書館図書標準達成率の向上、図書館関係者研修会の充実、「子ども読書の日」の認知率の向上について目標数値を盛り込んだビジョンの見直しを行った。

3 委員協議会後の主な修正点

(1) 「基本的な考え方」 2子どもの読書活動推進の背景の見出しの修正（P2）

子どもの読書離れ 子どもの読書習慣

(2) 図書館間、地域や家庭と図書館との連携・協力の「現状と課題」の表記修正（P29）

市町村図書館だけでは、すべての読書ニーズに応えることが困難であることから、県立図書館による市町村図書館に対するさまざまな支援の充実が求められます。

県立図書館は、多様な読書ニーズに応えるために、資料の充実や物流システムの維持に努め、市町村図書館と連携を密にし、資料がより活用されるよう環境整備を行っています。

(3) 語句修正 4箇所（P3、P6、P12、P26）

(4) 資料編修正 1箇所（P12）

4 具体的方策

(1) 子どもが読書に親しむための機会の提供と充実

・子どもの発達段階に応じて、子どもが読書の楽しさを知り、読書体験を広げることができるよう、子どもが本に親しむ機会を提供する。

家庭での読書活動

・「読書」が生活習慣として位置づけられるようにする。

・保育所・幼稚園の保護者会や学校のPTA活動等を通じて、家庭での読み聞かせ・読書の重要性について啓発を行う。

区 分	具 体 的 な 取 組
家 庭	・「家庭教育推進協力企業制度」の取組に家庭での読み聞かせや親子読書を盛り込み、家庭での読書を推進等

地域での読書活動

・地域における読書活動が行われる図書館等では、子どもが本に興味を持ち、読書への関心を深めるようサービスの一層の充実に努める。

区 分	具 体 的 な 取 組
図 書 館	・読み聞かせ・おはなし会・ブックトークなどの子ども向けサービスの充実等
公民館・児童館	・公民館や児童館、放課後子ども教室で地域ボランティアと連携したおはなし会等の実施等
民間団体等	・ボランティアグループの研修会や交流会を通じたネットワークの構築等

学校等での読書活動

- ・乳幼児が絵本や幼年文学に触れることができるよう多様な機会の提供を図る。
- ・小学校、中学校、高等学校の各発達段階において、児童・生徒の読書に親しむ態度を育成し、読書習慣を確立する。
- ・特別支援学校において、障害の種類や程度に応じた読書活動の推進を図る。

区 分	具 体 的 な 取 組
保育所・幼稚園	・保育所、幼稚園におけるおはなし会の推奨と保護者への図書の貸出等
小・中・高等学校	・朝の一斉読書・NIE（新聞を教材とする学習）や図書資料を活用した授業の実施など多様な読書活動や学校図書館を活用した学習の実施等
特別支援学校	・障害の種類や程度に応じた図書の選定や環境の工夫等

障害のある子どもの読書活動の支援

子どもの障害の種類や程度に応じた読書活動の支援に努める。

区 分	具 体 的 な 取 組
障害のある子どもの読書活動	・点字図書、録音図書、布絵本、さわる絵本の作成等

(2) 子どもの読書活動の環境の整備・充実

子どもの自発的な読書を促すような環境の整備に努める。

区 分	具 体 的 な 取 組
公立図書館の整備・充実	・施設・設備や図書の拡充、司書の配置など職員体制の充実等
公民館・児童館等の整備・充実	・公民館図書室や児童館図書室の子ども向け図書の一層の充実等、子どもの身近なところへの本の提供等
学校図書館等の整備・充実	・「公立義務教育諸学校の学校図書館図書整備に関する新たな5か年計画」により措置された地方交付税による学校図書館の蔵書の整備等
図書館等との連携・協力、障害のある子どもへの対応等	・市町村図書館への図書の宅配や巡回相談等の支援等

(3) 子どもの読書活動を支える人の育成

子どもと本を結びつける人の育成と管理職や教職員の共通理解の促進に努める。

区 分	具 体 的 な 取 組
市町村教育委員会、関係機関の管理職・教職員	・市町村教育委員会へ子どもの読書活動の重要性について働きかけ ・学校全体で読書活動の推進を図るための体制づくり等
司書・司書教諭等	・保育専門学院、鳥取大学、鳥取短期大学と連携して、子どもの読書活動に関する知識・技能を有した保育士、幼稚園教諭の育成と、すでに子どもの読書に関わっている人の研修、再教育の場の提供等
ボランティア等	・地域で読み聞かせなどを行う読書ボランティアを対象とした研修と情報交換等

(4) 子どもの読書活動推進についての啓発・広報

子どもの読書活動に対する県民の関心と理解を深め、子どもの読書活動を推進する社会的機運を醸成するための普及・啓発を行う。

区 分	具 体 的 な 取 組
普及・啓発活動	・「子ども読書の日」「文字・活字文化の日」の関連事業として全県一斉おはなし会の実施等
各種情報の収集・提供	・県、市町村、学校、図書館・民間団体の子どもの読書活動に関する取組の情報を収集し、ホームページ等により情報の提供等

鳥取県子どもの読書活動推進ビジョン（案）

（最終案）

平成21年3月20日

鳥取県教育委員会

目 次

第1章 基本的な考え方	1
1 子どもの読書活動の意義	1
2 子どもの読書活動推進の背景	2
3 ビジョンの目的、性格及び策定の趣旨	3
4 ビジョンの期間	3
5 ビジョンの柱	3
6 鳥取県子どもの読書活動推進ビジョンの体系図	4
7 目標値の設定	5
第2章 第1次計画期間の取組 (H16.4～H21.3)	6
1 成果と課題	6
2 成果と課題の検証	7
第3章 推進のための具体的方策	11
1 子どもが読書に親しむための機会の提供と充実	11
(1) 家庭での子どもの読書活動の推進	11
ア 家庭の役割	11
イ 家庭での子どもが読書に親しむ機会の提供	11
(2) 地域での子どもの読書活動の推進	13
ア 地域の役割	13
イ 地域での子どもが読書に親しむ機会の提供	14
公立図書館での取組	14
公民館、児童館等での取組	15
民間団体等による取組	16
(3) 学校等での子どもの読書活動の推進	17
ア 学校等の役割	17
イ 学校等での子どもが読書に親しむ機会の提供	18
保育所、幼稚園等での取組	18
小・中・高等学校での取組	18
特別支援学校等での取組	20
(4) 障害のある子どもの読書活動の支援	21
2 子どもの読書活動を推進するための環境の整備・充実	23
(1) 公立図書館の整備・充実	23
(2) 公民館、児童館等の整備・充実	25
(3) 学校図書館等の整備・充実	26
(4) 図書館間、地域や家庭と図書館との連携・協力	29
(5) 障害のある子どもへの配慮	31
(6) 多様な文化への対応	32

3	子どもの読書活動を支える人の育成	3 4
(1)	各市町村・市町村教育委員会・ 関係機関の管理職等の理解の促進	3 4
(2)	教職員等の研修の充実・理解の促進	3 5
(3)	司書、司書教諭、図書館職員等の養成・ 研修・再教育の場の提供	3 6
(4)	読書ボランティア等の育成及び研修	3 7
4	子どもの読書活動推進についての啓発・広報	3 9
(1)	推進のための普及・啓発活動	3 9
(2)	子どもの読書に関する各種情報の収集・提供	4 0

第4章 方策の効果的な推進に必要な事項 4 2

1	県の推進体制の整備	4 2
2	市町村での子どもの読書活動推進体制の整備	4 2
3	民間団体等の連携・協力の促進	4 3

<資料編>

(統計資料)

	ブックスタートの実施市町村の推移	1
	「朝の読書」取組状況の推移	2
	市町村図書館整備状況の推移	3
	市町村図書館の館長・司書配置状況の推移	4
	県内小中学校の学校図書館図書標準達成状況の推移	5
	学校図書館専任職員配置の推移	6
	市町村図書館・公民館図書室の横断検索状況	7
	鳥取県内の「子どもの読書活動推進計画」策定状況	8
	県内読み聞かせグループの状況	9

(その他資料)

1	鳥取県内図書館一覧	1 0
2	鳥取県の図書館ネットワーク	1 2
3	鳥取県子どもの読書活動推進委員会設置要綱	1 3
4	鳥取県子どもの読書活動推進委員会委員名簿	1 4
5	子どもの読書活動の推進に関する法律	1 5
6	子どもの読書活動の推進に関する法律に対する付帯決議	1 6
7	文字・活字文化振興法	1 7
8	国民読書年に関する議決	1 9

第1章 基本的な考え方

1 子どもの読書活動の意義

子どもの成長を取り巻く環境

子どもたちの周囲には、未知のことがらや不思議なものがたくさんあり、また、本来子どもたちの心の中には、何でも知りたい、成長したいという欲求があります。そして、子どもたちは、家族・友だち・自然・遊びなど、自分を取り巻く日々の生活の中で、言葉を獲得し、感性を養い、知識や知恵を身につけながら成長していきます。

近年、子どもたちをめぐる環境は、携帯電話やインターネットなど、情報技術の高度な発達とともに大きく変化しています。情報は、私たちの生活に欠かすことのできないものであり、さまざまな方法で大量に私たちに提供されています。これからの子どもには、必要な情報を上手に活用しながら、自らの生活を豊かにしていくことが求められます。

また、子どもたちが生活に必要な習慣を身につける場である家庭はもちろん、地域においても教育力の低下が指摘されており、子どもたちの成長を支える基盤が弱くなってきています。今日の社会で、子どもたちを心身ともに健全に育むためには、家庭・地域・学校が連携して子どもを育てることが大切です。

生きる力を育む読書

子どもたちが、言葉を通して想像力をいっばいに働かせ、より一層心豊かに生きる力を身につけていくために、読書活動は、欠くことのできないもので、大きな意味を持っています。

子どもの読書活動とは、「本を読む」(*)ことはもちろん、「本を読んでもらう」「本を借りる」「本から得た知識や情報を活用する」など、子どもが主体的に本に親しみ、本の世界を広げたり深めたりするすべての活動です。

幼い子どもの読書には、本を選び、手渡し、物語を読み、寄り添って一緒に言葉の世界へいざなってくれる大人が必要です。子どもたちは、繰り返し絵本を読んでもらい、また一緒に物語を楽

* 本を読む

文学作品を読むことに限らず、自然科学・社会科学関係の本や新聞を読んだり、何かを調べるために関係する本を読んだりすることなども含めたもの。

平成16年2月3日

文化審議会

「これからの時代に求められる国語力について」より

しむことによって、知らず知らずのうちに本の魅力を体得していきます。また、子どもたちは成長していく中で、大人から本を読んでもらうことによって読書の楽しみを知り、本の世界へ入っていくことができます。そして、楽しさと喜びを共有してくれた大人に対して、信頼と親愛の情を寄せるようになります。その意味では、子どもと本を読むことは、お互いに心を結び、絆を深めることでもあります。

また、楽しむために読む、調べるために読む、知的欲求を満たすために読むなど、さまざまな側面をもつ読書は、子どもたちが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かにし、生きる力を身につけていく上で、欠くことのできないものです。

そして何より、自ら考える力を身につけ、自分自身の内面的成長を促す中で、人間に対する愛と信頼を育むはたらきがあります。

2 子どもの読書活動推進の背景

子どもの読書習慣

今日、私たちを取り巻く社会情勢は情報化・国際化・少子高齢化の急速な進展、さらに家庭や地域の教育力の低下などさまざまな課題を抱えており、これらは子どもの生活にもさまざまな影響を与えています。

特に、幼児期からの読書習慣が身につかないまま成長し、読書離れとなるケースも多く、子どもたちが、いつでもどこでも本に親しむことのできる環境の整備が必要です。

国の動向

子どもの読書活動を積極的に支援するため、国会は平成12年を「子ども読書年」とすることを決議し、また、平成12年5月には「国際子ども図書館」(*)を開館しました。

平成13年12月には、子どもの読書活動に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「子どもの読書活動の推進に関する法律」(*)が公布・施行されるとともに、4月23日が「子ども読書の日」に定められました。また、平成14年8月には、この法律に基づいた「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が策定されました。さらに、平成17年7月には、読書活動と関わりの深い「文字・活字文化振興法」(*)が施行され、文字・活字文化の振興に関するさまざまな施策が行われています。平成

* 国際子ども図書館

国際子ども図書館は、わが国初の国立の児童書専門図書館です。内外の児童書や関連の研究書などを広範に収集・提供・蓄積し、電子的な情報発信を行うとともに、子どもと本の出会いの場を提供し、子どもの読書に関わる活動を支援するナショナルセンターです。
(国際子ども図書館 HP より)

* 「子ども読書活動の推進に関する法律」「文字・活字文化振興法」

資料編参照

20年6月の国会では、「国民読書年に関する議決」(*)がなされるなど読書活動に関する計画的な取組がなされています。

3 ビジョンの目的、性格及び策定の趣旨

本の持つ力の重要性が再認識されている今、子どもたちが本の楽しさを知り、いつでも読書ができる環境を整えることは、家庭・地域・学校を問わず、私たち大人が直ちに取り組むべき課題といえます。鳥取県では、子どもに関わるあらゆる機関が一体となり、子どもの読書活動を全県的に推進するために、平成16年4月に「鳥取県子どもの読書活動推進ビジョン」(以下「ビジョン」と略称)を策定しました。

このビジョンは、「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条第1項の規定による計画であり、鳥取県における子どもの読書活動の推進に関する施策の方向性や取組を示すものです。

ビジョンは、鳥取県の未来を担う子どもの心豊かな成長を促すため、現状と課題を踏まえ、子どもの読書活動に関する施策の基本方向と具体的な取組を示すものであり、県だけでなく、市町村、民間団体等に対しても積極的な取組を期待するものです。

鳥取県では、平成16年4月から5年間を一つの区切りとして、子どもの読書活動の推進のために、家庭・地域・学校で子どもが読書に親しむための機会の提供や環境の整備、人の育成、啓発・広報を行ってきました。

さらに、毎年「鳥取県子どもの読書活動推進委員会」を開催し、推進状況の把握や具体的な施策について検討をしてきました。

今回の策定は、こうした5年間の取組の成果と課題を検証し、今後の子どもの読書活動の推進のための基本施策の方向の見直しを行ったものです。

4 ビジョンの期間

ビジョンの期間は、平成21年度からおおむね5か年としますが、その後においても継続して見直しをしていきます。

5 ビジョンの柱

子どもの読書活動推進のための具体的方策は、次の4つの柱に基づいて整理します。

子どもが読書に親しむための機会の提供と充実
子どもの読書活動を推進するための環境の整備・充実
子どもの読書活動を支える人の育成
子どもの読書活動推進についての啓発・広報

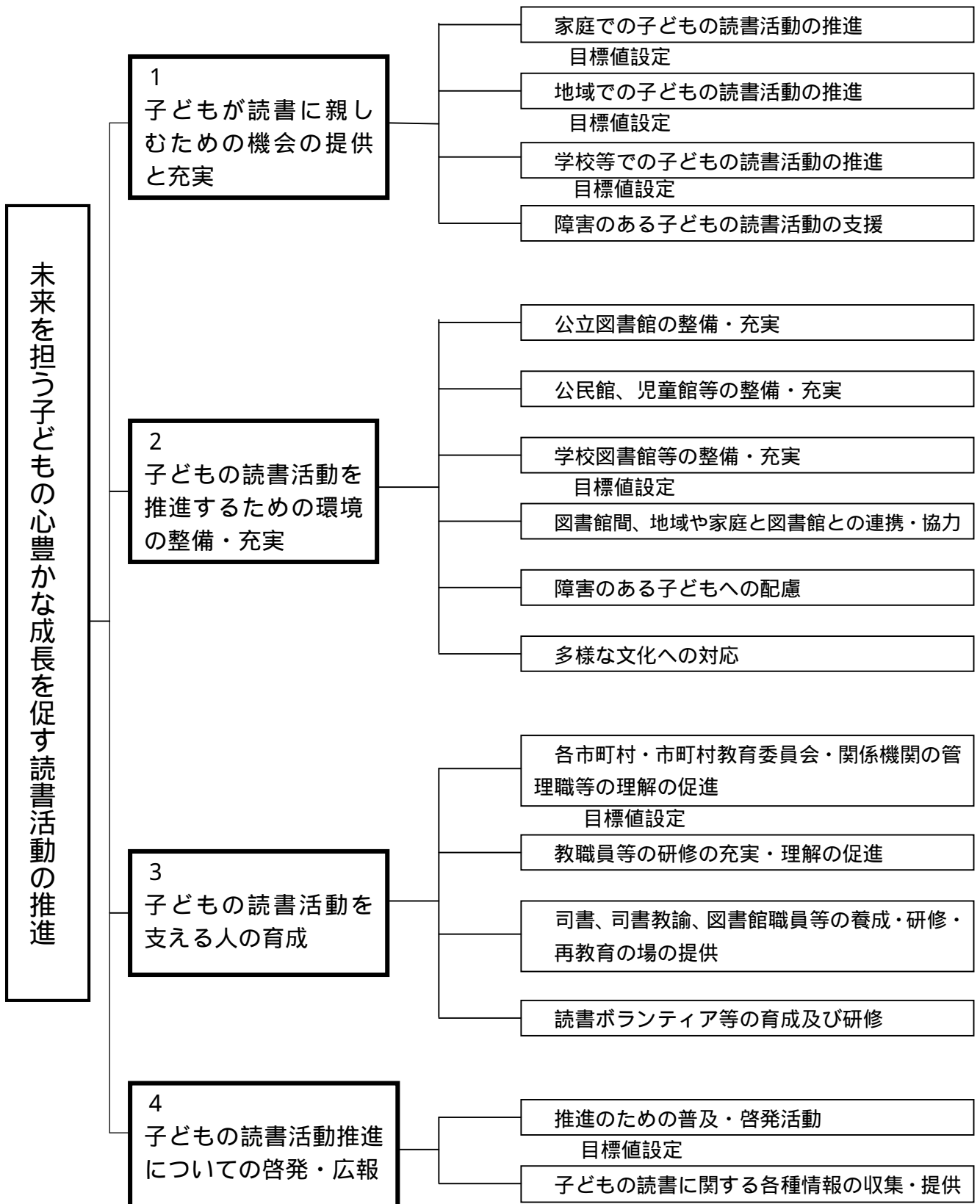
* 「国民読書年に関する議決」

平成20年6月6日に国会で議決。

2010年を新たに「国民読書年」と定め、これにより、政官民が協力し、国をあげてあらゆる努力を重ねることを宣言した。

資料編参照

6 鳥取県子どもの読書活動推進ビジョンの体系図



7 目標値の設定

1 子どもが読書に親しむための機会の提供と充実

1週間に1回以上、家庭で読書をしたり読み聞かせをしてもらったりした子どもの割合

	平成20年度現状	平成25年度目標
乳幼児期(0歳~5歳)	-	95%
小学生(下学年)	-	90%
小学生(上学年)	83.3%	85%
中学生	69.4%	75%
高校生	-	50%

*現状は、平成20年度全国学力・学習状況調査参考

市町村図書館と読書ボランティアの連携による取組
(読み聞かせ、おはなし会、書架の整理、講演会等)

平成19年度現状	平成25年度目標
77.8%	100%

*現状は日吉津村中央公民館を含む 県立図書館調べ

学校での全校一斉読書実施率

	平成19年度	平成25年度目標
小学校	100%	100%
中学校	96.7%	100%
高等学校	45.8%	60%

*現状は、小中学校課、高等学校課調べ

2 子どもの読書活動を推進するための環境の整備・充実

学校図書館図書標準達成率

	平成19年度	平成25年度目標
・小学校	19.6%	30%
・中学校	18.6%	30%

*現状は、小中学校課調べ

3 子どもの読書活動を支える人の育成

市町村図書館における研修会の開催

平成19年度	平成25年度目標
73.7%	100%

*県立図書館調べ

4 子どもの読書活動推進についての啓発・広報

「子ども読書の日」の認知率

	平成20年度	平成25年度目標
・保育所、幼稚園、小中学校保護者		90%
・一般県民		70%

第2章 第1次計画期間の取組（H16.4～H21.3）

1 成果と課題

成果と課題の概要

平成16年4月からの5年間、家庭・地域・学校・行政の役割を明確にし、子どもの読書の機会の提供・充実、環境の整備、人の育成、啓発活動等に取り組んできました。

市町村におけるブックスタート(*)事業やそれに続く事業の実施、保育所、幼稚園、小学校でのおはなし会(*)、小・中・高等学校における全校一斉読書(*)の実施など、乳幼児から高校生まで、それぞれの時期に本に親しむことのできる環境が整ってきました。

また、県内小・中・高等学校、特別支援学校への司書教諭(*)の全校配置と合わせて、市町村の小・中学校に学校図書館専任職員(*)（学校司書等）が配置されたことは、子どもの読書活動の推進の大きな要因となったと考えられます。

県立図書館と市町村図書館が鳥取県図書館横断検索システム(*)で結ばれ、各図書館の所蔵資料が相互に貸出できる環境が整い、市町村図書館や学校の支援が行われています。

また、県立図書館による市町村図書館への児童図書の貸出は、選書の研修の機会となっています。

読書活動の推進を支える人の育成では、小中学校課、高等学校課、県立図書館等による司書教諭や司書を対象とした専門研修が実施されています。

さらに、全市町村に読み聞かせグループ(*)が結成されています。行政と民間団体、読書ボランティアによる(*)「読書フェスティバル」や図書館や公民館、学校でのおはなし会が実施されるなど、協働して地域の読書活動を推進してきました。

また、市町村が読書ボランティアを対象とした研修を実施するとともに、民間団体や読書ボランティアの主体的な研修も盛んに行われるなど、子どもの読書に関する知識や技能の習得に努めています。

平成19年度に実施された「読書フェスティバル」には、県内外より約6000人の来場者を迎えるなど、平素の各関係団体の

* ブックスタート

乳幼児健診の機会に、すべての赤ちゃんと保護者を対象として絵本を手渡し、「親子で一緒に絵本を楽しむことで心の通い合いを深めることの大切さ」や「地域が子育てを応援しています」といったメッセージを伝える運動。

* おはなし会

昔話を語ったり、絵本の読み聞かせをしたりします。

* 全校一斉読書

時間を設定して全校で一斉に読書に取り組んでいる学校があります。

* 司書教諭

学校図書館の運営・活用について中心的な役割を担うために置かれる専門的な職務を行うための教諭。12学級以上の学校には、司書教諭の配置が義務づけられています。

* 学校図書館専任職員

主に、学校図書館に関する諸事務を担当する職員。各市町村が学校へ配置。

熱心な活動により「子どもの読書活動の大切さ」が県民に理解していただけるようになりました。

また、県を挙げて実施している「心とからだいきいきキャンペーン」(*)では、各保育所、幼稚園、学校、PTA でノーテレビデー(*)と合わせて、家庭での読書に取り組んでいるところもあります。

鳥取県においても、中学生、高校生になると本を読まなくなる傾向があります。多くの学校では、全校一斉読書が行われていますが、家庭での読書については、中学3年生で、1週間に全く本を読まないという子どもが30%程度あります。(H20年度全国学力・学習状況調査)今後、家庭での読書の定着に向けた取組が必要です。

今日では、ケータイ小説(*)など新しい分野の本の流行も見られます。子どもの読書活動に関わる人が、新しい分野の特徴をよく理解し、子どもにとって良い本を選び、有益な読書活動につながるよう、情報の収集や研修を深めることが大切です。

2 成果と課題の検証

子どもの読書に親しむための機会の提供と充実

市町村におけるブックスタート事業の実施状況

項目	平成16年度	平成20年度
実施市町村数	28 / 39	18 / 19
実施率(%)	71.8	94.7

* 県立図書館調べ (H16.4 H20.4)

- ・ブックスタート事業では、絵本の読み聞かせや絵本とブックリストの贈呈などをし、本を通じた親子のふれあいの支援をしています。
- ・鳥取県では、市町村と民間団体との協力により、全国に先駆けてブックスタート事業に取り組みました。平成20年度には、19市町村中18市町村で実施されており、平成16年度より22.9ポイント増加しています。また、多くの市町村で、ブックスタートフォローアップ事業(*)が行われており、より充実したものにしていこう努められています。

P6 * 鳥取県図書館横断検索システム

インターネット上で、各図書館の蔵書図書情報を横断的に検索可能とするシステム。

検索した図書資料は、物流ネットワークによって、1~2日で市町村の図書館に配送されます。

P6 * 読み聞かせグループ

図書館、公民館、学校等で、読み聞かせや朗読、ストーリーテリングなど、おはなし会を実施している団体。図書館のボランティア等も行っている団体もあります。

鳥取県内の市町村で73団体。

(平成20年8月1日現在)

子育て支援室調べ

P6 * 読書ボランティア

「読み聞かせグループ」や「家庭文庫」など、読書活動に関わる奉仕活動をする人。

* 心とからだいきいきキャンペーン

鳥取県が、子どもたちに望ましい基本的生活習慣の定着を図る事を目的として実施しているキャンペーン。食、読、遊、寝の4つの柱を中心に、学校やPTA、教育関係団体等により草の根的な取組がなされています。

朝の一斉読書（*）の取組状況

項 目	平成16年度			平成20年度		
	小学校	中学校	高等学校	小学校	中学校	高等学校
実施校数 (総数)	158 (161)	54 (63)	15 (34)	145 (149)	59 (63)	16 (29)
実施率(%)	98.1	85.7	44.1	97.3	93.7	55.2

* 朝の読書推進協議会調べ（H16.6.25 H20.5.9）

- ・平成20年度は、小・中・高等学校とも全国トップレベルの取組状況です。特に、中学校、高等学校での実施状況は、5年間で8～10ポイント程度増加しています。
- ・公立図書館による学校への団体貸出の支援や読書ボランティアによる読み聞かせも行われています。
- ・今後は、朝の読書の継続と合わせて、学校図書館における選書、そして図書購入費の確保による子どもの身近にある本の質・量の向上が大切です。

子どもの読書活動を推進するための環境の整備・充実

子どもの読書活動推進計画（*）策定状況

項 目	平成17年度	平成20年度
実施市町村数	1 / 19	8 / 19
実施率(%)	5.8	42.1

* 家庭・地域教育課調べ（H17.4 H20.4）

- ・平成20年には、8市町村が子どもの読書活動推進計画を策定しています。また、現在準備中が3町、検討中が8町あり、今後全市町村で策定される方向です。
- ・策定された推進計画に沿って、行政と読書ボランティアが連携して、おはなし会や講座が開催されています。
- ・今後は、県が市町村の推進計画策定の支援を行うことや推進計画に沿った施策を行うことが必要です。

小・中学校における学校図書館専任職員の配置状況

項 目	平成16年度		平成20年度	
	小学校	中学校	小学校	中学校
配置市町村数	35/39	35/38	16/19	16/18
実施率(%)	89.7	92.1	84.2	88.9

* 市町村には学校組合立中学校含む 県立図書館調べ（H16.4 H20.4）

* 県立高等学校、県立特別支援学校へ学校図書館専任職員全校配置（H20.4.1現在）

- ・平成20年度は、小学校84.2%、中学校88.9%であり、平成16年度より3～5ポイント減少しています。また、小規模の学校にも、学校図書館専任職員を配置するよう市町村で配慮されています。

P7* ノーテレビデー

保育所、幼稚園、学校とPTAが協力して、家庭で、テレビを消し、家族で過ごす取組。

読書をして過ごす家庭もあります。

P7* ケータイ小説

携帯電話を使用し執筆し閲覧される小説。（電子書籍）

P7* ブックスタートフォローアップ事業

生まれる前の両親学級や乳幼児健診後、1歳6ヶ月検診や3歳児検診等の機会に、絵本を手渡したり、おはなし会等を実施したりして、読書のよさを伝える事業。

* 朝の一斉読書

主に朝の授業の始まる前の時間に、全校で読書に取組むこと。

* 子どもの読書活動推進計画

「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条に基づき、都道府県、市町村における、子どもの読書活動推進に関する施策の計画。

- ・司書教諭や読書ボランティアと連携して、図書の貸出はもとより、全校一斉読書やおはなし会での子どもと触れ合いを通して子どもに本の楽しさを伝えています。
- ・学校図書館専任職員は、臨時的任用が多く、今後は計画的な配置が望まれます。

小中学校における学校図書館図書標準達成状況の推移

項目	平成15年度		平成19年度	
	小学校	中学校	小学校	中学校
達成校数	19/160	48/60	29/148	11/59
実施率(%)	11.9	20.0	19.6	18.6

*鳥取県教育委員会調べ(H16.3 H19.3)

- ・学校図書館図書標準(*)達成状況は、平成19年度は小・中学校とも20%程度です。しかし、小学校においては、平成15年度から7.7ポイント増加しています。
- ・今後、市町村において学校図書館図書標準が達成できるよう計画的に整備することが望まれるとともに、県は、良い本を整備するための支援を行う必要があります。

* 学校図書館図書標準
平成5年3月25日の、文部省初等中等教育局長による通知。公立義務教育諸学校の学校図書館の図書の整備を図る際の目標として設定したものの。

*詳しくは、文部科学省HP参照。

子どもの読書活動を支える人の育成

市町村図書館における研修会の開催

項目	平成20年度	(内司書教諭参加)
実施市町村数	14/19	13/14
実施率(%)	73.7	92.9

*県立図書館調べ(H20.4)

- ・平成20年度には、73.7%の市町村の図書館で研修が行われており、また、そのうち92.9%の市町村で、図書館での研修に学校の司書教諭が参加する体制が整っています。
- ・研修会では、選書勉強会や読み聞かせ研修会、レファレンス(*)研修会のほか、読書ボランティア養成講座等も開催されています。
- ・今後、学校や読書ボランティアを巻き込んだ研修や情報交換会を一層充実させ、子どもの読書活動を推進するためのスキルアップを図るとともに、図書館がその中核的な役割を果たすことが望まれます。

* レファレンス
図書資料等に関する相談業務。

子どもの読書活動の推進についての啓発・広報

子ども読書の日・週間の取組状況

項 目	平成20年度
実施市町村数	18 / 19
実施率(%)	94.7

* 家庭・地域教育課調べ(H 2 0 . 4)

- ・平成20年度は、94.7%の市町村で、「子ども読書の日」に合わせた取組が実施されています。

第3章 推進のための具体的方策

1 子どもが読書に親しむための機会の提供と充実

(1) 家庭での子どもの読書活動の推進

子どもの発達段階に応じて、子どもたちが読書の楽しさを知り、読書体験を広げることができるよう、家庭・地域・学校を通じて、子どもが読書に親しむ機会を提供するように努めます。

ア 家庭の役割

家庭は、子どもの生活習慣の定着を図る最も大切な場です。子どもの読書習慣を形成するためには、乳幼児期から子どもが日常的に生活の中で自然に本に親しむ機会が提供されることが大切です。そのためには、子どもにとって一番身近な存在である保護者の関わりが欠かせません。

乳幼児期は、言葉を獲得していく時期です。子守歌やわらべ歌、語りかけなどを通して、親と子が声と体で触れ合うことで、豊かな感性と言葉の基礎が育まれます。

この時期には、言葉をかけることはもちろん、絵本の読み聞かせや一緒に本を読むといった言葉の体験を通して、子どもたちは「本」と出会います。絵本の持つ楽しい世界と読み手のいざないによって、子どもたちは、「本の楽しさ」を体感し、自分からどんどん本の世界へ親しんでいきます。

また、「読書」が生活習慣として位置づけられるように配慮することが必要です。そのためには、親子で一緒に本を読んだり、大人が読書に親しむ姿を目にしたりすることで、より一層、自然に本を身近なもの、楽しいものと感じるようになっていきます。

イ 家庭での子どもが読書に親しむ機会の提供

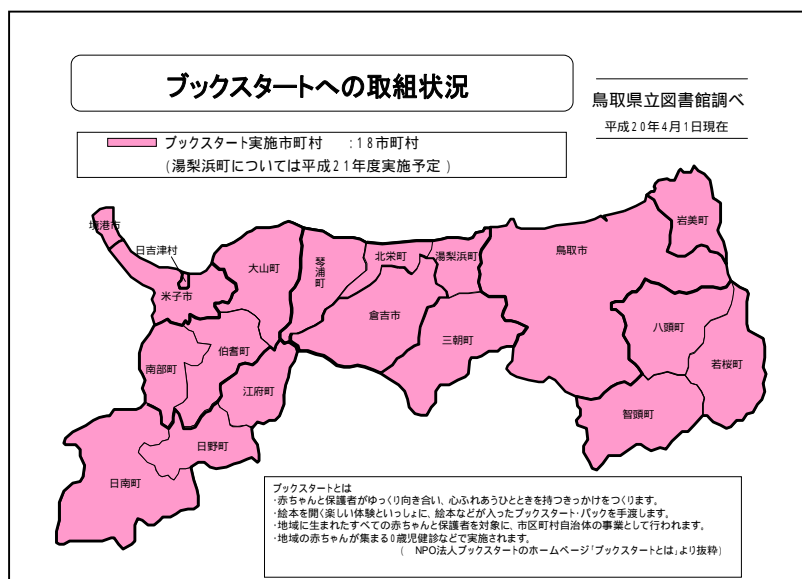
現状と課題

テレビ、ビデオ、ゲーム、携帯電話やインターネットの急速な普及による映像メディアの普及や、塾や習い事、部活動など、子どもも家庭でゆっくり読書に親しむ余裕がない状況です。

地域の公立図書館や公民館等では、読書ボランティアと連携して「おはなし会」や「子育て講座」などが開催されています。

多くの各市町村では、乳幼児健診時に、「ブックスタート」が実施され、親子のふれあいや絵本と出会うきっかけとなっています。また、ブックスタートフォローアップ事業を実施している市町村もあります。

(ブックスタート：平成20年4月現在：18市町村実施
平成21年度より全市町村実施予定)



各市町村や学校で、ノーテレビデーなどと連携しながら、地域ぐるみ、学校ぐるみで家庭での読書(*)に取り組んでいるところも見られるようになりました。

家庭への読書の働きかけは、図書館や学校からの広報誌の発行による情報提供や、自治体、PTAが講演会を行っていますが、今後とも継続して、保護者へ直接啓発することが望まれます。そして、それぞれの家庭にあった方法で読書に取り組めるような環境づくりが必要です。

施策の方向性

家庭における読書習慣の定着を図るための支援活動を行います。
家庭での読書活動の状況を把握し、保護者へ啓発します。

具体的な取組

「家庭教育推進協力企業制度」の取組に、家庭での読み聞かせや親子読書を盛り込むなど、「家庭教育推進協力企業」

* 家庭での読書

家庭での読書として、さまざまな取組が行われており、家読(うちどく)もその一つです。

「うちどく(家読)」は、家族で読書の習慣を共有することです。

家族みんなで好きな本を読んで、読んだ本について話す。
これが「うちどく(家読)」の基本です。

家読(うちどく)公式ホームページより。

詳しくは、HP参照。

と連携して、家庭での読書活動を推進します。

市町村と連携し、参観日やPTA活動、図書館や保健センターで行われる「子育て講座」などの保護者が集まる機会を捉えて、家庭での読書活動の状況や読み聞かせ、読書の重要性について理解を促します。

また、お父さんお母さんのための読み聞かせ講座等で、読み聞かせのポイントや家庭での読書の実践事例等を紹介し、家庭での読書が継続して取り組まれるよう促します。

ブックスタートやブックスタートフォローアップ事業に関する情報提供や支援を通じて、市町村の取組の普及促進に努めます。

全県的に「大人も子どもも読書キャンペーン」(*)を展開し、読書活動のきっかけづくりと情報提供をします。また、「子ども読書の日」(4月23日)、「文字・活字文化の日」(10月27日)を中心とした期間を強調月間として家庭での読書を働きかけます。

(2) 地域での子どもの読書活動の推進

ア 地域の役割

豊かな読書の世界へ導かれる場 - 図書館 -

図書館は地域における読書活動の中心的な施設です。

子どもにとっては読書の楽しみを知り、本を通してさまざまな知識を得ることができる場所です。図書館からの情報発信やおはなし会などのさまざまな事業を通じて、子どもは読書の意欲を高め、広く豊かな読書の世界へと導かれる場でもあります。

保護者にとって図書館は、自分自身の読書体験が得られるだけでなく、子どものために本を選んだり、子どもの読書や本について専門の司書に相談したりすることのできる場所です。

読書を推進するためには、子どもがいつでもどこでも本に親しむことのできる環境が必要であり、図書館が、子どもたちの近くに整備されていることが大切です。

身近に図書館のない地域では、公民館や児童館(*)の図書室が地域の子どものための中心的な読書施設となっています。こうした施設においては、公立図書館との協力によって、適切な本を整備し、おはなし会の開催や住民への貸出を積極的に行い、本の利用

* 大人も子どもも読書
キャンペーン

平成20年度から、鳥
取県が行っている、読書
活動推進運動。

(詳しくは、鳥取県教
育委員会事務局家庭・地
域教育課 HP 参照。)

* 県内公民館数

198館

(平成20年4月1日現在)

家庭・地域教育課調べ

* 県内児童館数

48館

(平成20年8月1日現在)

子育て支援総室調べ

を一層活性化していくことが求められます。また、自動車文庫(*)等により、子どもの身近に本を届けるサービスも期待されます。

県内各地で「家庭文庫」(*)、「読み聞かせグループ」などの読書ボランティアが活動しており、これらの民間団体と公立図書館が連携した取組が今後一層求められます。

病院に入院している子どもなど、直接施設を利用することができない子どもの読書活動についても、望ましい協力・支援が得られるよう、関係機関と連携・協力していくことが必要です。県内でも、図書館と院内図書室との連携した取組が始まってきました。

イ 地域での子どもが読書に親しむ機会の提供 公立図書館での取組

現状と課題

公立図書館や公民館で、読書ボランティアと連携して、おはなし会等の児童向けサービスが全県的に盛んに行われています。また、児童図書コーナーも設置され、本の魅力を子どもに伝える工夫がなされています。

公立図書館では、年齢に合わせたブックリスト(*)の作成や読書相談により、保護者の相談にも対応しています。今後は、読書相談の一層の周知と利用促進が望まれます。

県立図書館では、新刊児童図書巡回展示や選書に関する研修会の実施など、市町村図書館へのさまざまな支援が行われています。

施策の方向性

各公立図書館は、子どもが本に興味を持ち、読書への関心を深めるようサービスの一層の充実を図ります。

市町村図書館のサービス向上を図るため、県立図書館による支援及び研修を一層充実します。

具体的な取組

市町村図書館と読書ボランティアが連携した、おはなし会、ブックトーク(*)を開催し、子どもが本に親しむことのできる環境づくりに努めます。

レファレンス機能を地域住民に周知し、子どもや保護者、学校からの読書相談への対応をするとともに、保護者が本を選ぶとき

* 自動車文庫
図書館資料を自動車に積んで、施設等を巡回し、一般貸出を行う車両。
9市町で実施
(平成20年12月1日現在)

* 家庭文庫
個人の自宅を開放して、本の貸出や絵本の読み聞かせなどを行う取組。

* ブックリスト
図書館等が、年齢に応じた絵本や図書資料を選書し一覧として作成したもの。

* ブックトーク
一つのテーマに合った本をいくつか選んで、内容を紹介すること。

の参考となるブックリストの情報提供を行い、発達段階に応じた本に出会えるようにします。

県立図書館は、見本資料として有用な新刊児童図書を購入や、研究書等の収集、子どもの読書に関する情報の収集に努め、市町村図書館や子どもの読書に関わる諸団体への情報提供や研修支援、図書資料の提供などを通して、地域における子どもの読書活動推進の支援を行います。

公民館、児童館等での取組

現状と課題

合併により全市町村に公立図書館や公民館図書室ができましたが、子どもにとっては、公民館や児童館にある図書室も、本と親しむことのできる身近な場となっています。しかし、蔵書の数や、図書に関する専門的な職員が少なく、子どもたちの読書活動を推進していくうえで、十分なサービスが提供できないところもあるのが現状です。

公立図書館と連携して図書をそろえたり、自動車文庫が公民館や児童館を巡回して子どもに図書を提供したりしている市町村もあります。

地域ぐるみで子どもの読書活動を推進するために、公民館や児童館においても、子どもの読書活動に対する理解を深める活動が求められます。

施策の方向性

公民館や児童館において、子どもが読書に親しむ機会を提供し、地域における子どもの読書活動推進への関心を深めます。

具体的な取組

公民館や児童館と市町村図書館が連携して、図書の充実を図るなど、子どもの身近なところに本を届けるよう努めます。

公民館や児童館、放課後子ども教室で、地域の読書ボランティアによるおはなし会が活発に行われるようにします。

民間団体等による取組

現状と課題

これまで民間団体や読書ボランティア、報道機関等と県や市町村は、読書活動の推進について意見交換をしたり、連携して活動したりする中で、共により豊かな地域づくりを進めてきました。

多くの市町村に「家庭文庫」や「読み聞かせグループ」などの読書ボランティアがあり、学校や図書館と連携して子どもが読書に親しむさまざまな機会を提供していますが、地域によって取組に大きな差が見られます。

県内では書店、報道機関等の民間企業による「おはなし会」や講演会など、読書活動に親しむ機会の提供や啓発活動が行われています。

地域において、読書ボランティア間の情報交換会や合同研修会が行われてきています。今後は、全県的な読書ボランティアの集いを開催し、実践の交流や情報交換を通して横のつながりを広げ、よりよい実践を地域の活動に生かしていくことが大切です。

より一層の充実を図るため、これらの読書ボランティアと行政とが連携した研修の機会を設けるとともに、連携して読書活動の推進に取り組むことが望まれます。

施策の方向性

地域子どもたちに本の楽しさを提供する読書ボランティア活動を支援します。

書店や報道機関、民間の関係機関との調整や連携・協力を図りながら、協働して活動の振興に努めます。

具体的な取組

学校、図書館、児童館、公民館など活動の場を提供し、子どもの読書活動を推進する取組が地域に一層広がるよう支援します。

読書ボランティア等を対象とした研修会や交流会を通して、読書ボランティアの育成を図るとともに、読書ボランティアのネットワークを構築します。

「子どもゆめ基金助成金」(*)や国庫補助事業の情報提供を行

* 子どもゆめ基金
21世紀を担う夢を持った子どもの健全な育成の一層の推進を図ることを目的に、民間団体を実施する特色ある新たな取組や、体験活動等の裾野を広げるような活動を中心に、様々な体験活動や読書活動等への支援を行うための基金。

い、地域における活動を支援します。

読書活動の推進に向け、書店や報道機関、民間企業との協働による事業の展開に努めます。

(3) 学校等での子どもの読書活動の推進

ア 学校等の役割

学校教育と読書活動

学校では、従来から国語のほか、各教科等における学習活動を通して読書活動が行われてきており、子どもの読書習慣を形成していく上で大きな役割を担っています。

平成19年に改定された学校教育法第21条では、「義務教育として行われる普通教育は、(中略)次に掲げる目標を達成するように行われるものとする。」とし、その5項に「読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと。」と明記され、学校での読書活動への期待が伺えます。

平成23年度(中学校は24年度)に実施される学習指導要領では、知的活動(論理や思考)やコミュニケーション、感性・情緒の基盤である言語を重視しており、言語活動を支える条件として読書活動の推進が重要とされています。さらに、「学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童・生徒の主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実する。」と記されています。

学校教育では、子どもたちが、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動できる資質や能力(生きる力)を育むことが求められており、学校図書館にはさまざまな学習活動を支援する情報センター・学習センターとしての役割が求められます。

学校での読書の楽しみと出会う

学校においては、教科の学習等を通して子どもたちの読書意欲を高めるとともに、学校で行われるさまざまな活動により、読書の楽しみと出会うことができるようにし、生涯にわたる読書習慣の確立を図ることが期待されています。

教職員や読書ボランティアが、子どもたちに本を読んであげること、自分の読んだ本の話をするのが、子どもたちを本の世界に導く大きなきっかけとなります。

イ 学校等での子どもが読書に親しむ機会の提供 保育所、幼稚園等での取組

現状と課題

乳幼児期は人間形成の基礎を培う重要な時期であり、この時期に絵本や幼年文学(*)に親しむことによって豊かな心を育むことは、極めて重要です。

県内保育所、幼稚園では、絵本の読み聞かせを積極的に取り入れたり、家庭への絵本の貸出を行ったりするなど、子どもが本と親しむ機会が多くなってきています。

保育所・幼稚園のノーテレビデーの取組と合わせて、絵本の読み聞かせをしている家庭もあります。

施策の方向性

乳幼児が絵本や幼年文学に触れることができる多様な機会の提供を図ります。

保育所や幼稚園において、乳幼児が絵本に親しむ活動を積極的にを行うよう保育士や教員の、子どもの読書に対する理解を深めます。

具体的な取組

保育所、幼稚園において、保育士や教員、読書ボランティアによるおはなし会を実施するとともに、保護者への絵本や幼年文学の貸出を推奨します。

職場体験学習(*)や交流活動の機会に、小・中学生によるおはなし会や紙芝居を実施し、共に本に親しむ喜びの体験の場となるようにします。

公立図書館と連携して、保育士や教員の連絡会、研修会を充実するとともに、保護者との情報交換会を通して、家庭での読み聞かせを広げます。

小・中・高等学校での取組

現状と課題

小学校、中学校、高等学校では、各発達段階において、児童生徒の読書に親しむ態度を育成し、読書習慣を確立することが求められています。

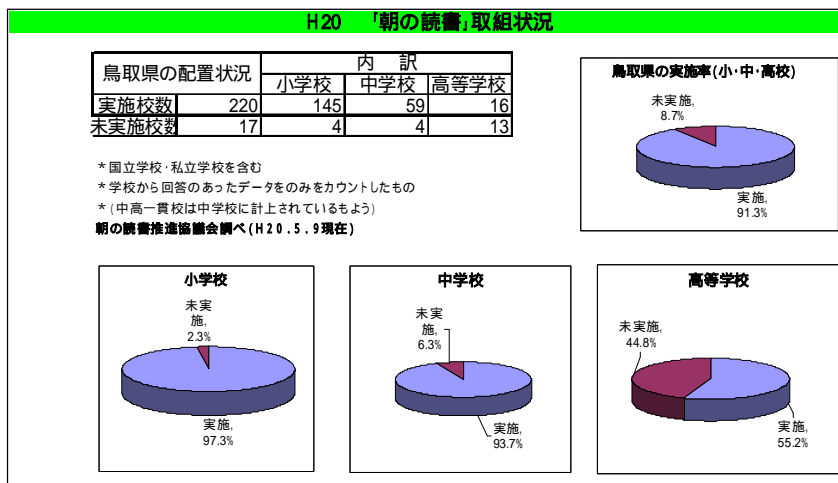
* 幼年文学

絵本の読み聞かせから子ども自身が本を読み始める時期に、多く読まれる図書。

* 職場体験学習

主に中学生が、キャリア教育の一環として、3日～1週間程度、職場で体験学習を行うこと。

鳥取県では、平成9年度から教育センターを中心に「朝の一斉読書」に取り組み、平成20年度現在、多くの小・中学校で、「朝の一斉読書」が実施されています。



また、高等学校においても、半数の学校で「朝の一斉読書」が取り入れられています。小学校での読書ボランティアによるおはなし会と合わせて、児童生徒が本に親しむ機会として大きな成果をあげています。

司書教諭や学校図書館専任職員（高等学校では司書）の配置が進み、教科学習や総合的な学習の時間において、図書館指導や資料を活用した授業が計画的に行われるようになりました。

多くの学校では、積極的に学校図書館だよりが発行され、新刊やおすすめ本など、子どもたちが本に親しめるよう情報提供をしています。また、読書に関するイベントや工夫された図書展示が行われています。

小・中学校では、鳥取県が実施している「心とからだいきいきキャンペーン」と連携して、家庭での読書に学校ぐるみで取り組んでいるところもあります。

高等学校では、県立図書館による「高等学校支援事業」により、配本サービスはもとより、各種展示や教職員向けのセミナーも実施されています。

今後は、読書活動の取組が一層充実するよう、校内研修に読書の内容を位置づけることが必要です。特に、絵本から物語への移行期である小学校での取組が、読書習慣の定着に大きな影響があります。さらに、中学生では、半数程度が家庭で読書をしない状

況であり、中学生や高校生の時期の読書活動を推進する取組が必要です。

言葉の意味がわからないなど、自分に合った本に出会えないことが原因で、読書に意欲をもつことができない子どもに対する支援が求められます。

施策の方向性

読書の楽しさとの出会いづくり、きっかけづくりを進めるとともに、読書習慣の確立を図ります。

子どもの読書活動の取組を推進していくため、学校関係者の意識の高揚を図ります。

具体的な取組

全校一斉読書（朝の一斉読書）を継続して実施するとともに、子どもの本の質の向上を図るために、図書に関する予算を確保し、学校図書館により良い本を整備するように努めます。

教科や総合的な学習の時間において、NIE（*）（新聞を教材とする学習）や図書を活用した授業が実施できるようブックリストや、家族で楽しめる本のリストを作成するなど環境を整えます。

公立図書館と連携して、団体貸出による学級文庫（*）の充実を図ります。

地域の読書ボランティアと連携を密にして、おはなし会を充実するとともに、読書活動に関連した集会を企画するなど、それぞれの学校に合った独自の取組を行うよう促します。

学校の実践事例の紹介や研修を通して、学校関係者の意識や技術の向上を図ります。

心とからだいきいきキャンペーンやノーテレビデーの取組と合わせて、保護者に読書の大切さについて啓発します。

特別支援学校等での取組

現状と課題

それぞれの学校において、視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢

* NIE(Newspaper in Education の略)
新聞を学校教育に活用する取組。

鳥取県では、毎年小中高等学校から2～3校の実践校が指定されています。

* 学級文庫
学級に、学校図書館等から図書資料の学級貸出を受け、整備したものを。

* 特別支援学校
障害のある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う学校。

平成19年4月1日から学校教育法改正により、これまでの「盲・聾・養護学校」が「特別支援学校」に変更となりました。

体不自由、病弱などの障害等に応じた読書活動を推進することが求められています。

特別支援学校においても、担任、図書館事務補助員、司書教諭等によるおはなし会も実施されています。

特別支援学校では、保護者への図書の貸出も行われているところもあり、読書を通して本の楽しさを親子で味わいながら、文字や語いの獲得につながるような家庭での読書活動も取り組まれています。

施策の方向性

障害の種類や程度に応じた読書活動の推進を図ります。

具体的な取組

点字図書(*)や録音図書(*)、ビデオ絵本や大活字本(*)など、障害の種類や程度、発達段階に応じた指導が行えるよう、図書の選定や環境の工夫に努めます。特に、県立図書館をはじめとする公共図書館の団体貸出の利用を促進します。

県立図書館では、障害の種類や程度に応じた支援ができるよう、司書教諭や図書館事務補助員に対する専門的な研修の実施やレファレンスを支援します。

読書ボランティアと連携して、おはなし会、ブックトークなど、子どもの実態に応じた読書活動を推進し、多くの人との交流を深めるようにします。

(4) 障害のある子どもの読書活動の支援

現状と課題

視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱などの障害の種類や程度に応じた読書活動の支援が求められます。

県立図書館では、読書ボランティアと連携して、視覚障害者に対する対面朗読(*)を実施しています。

県立図書館、県立鳥取盲学校、鳥取県ライトハウス点字図書館(*)の連携により、これらの施設において点字図書の提供サー

* 点字図書
点字で書かれた図書資料。

* 録音図書
朗読など音声を CD 等の録音機器に記録したものの。

* 大活字本
弱視の人のために、文字を大きくするなど、読みやすい工夫をした本。

* 対面朗読
図書館の資料やお手元にお持ちの本などを朗読するサービス。

* 鳥取県ライトハウス
点字図書館
鳥取県ライトハウスは視覚障害者の総合福祉を増進することを目的に設立され、昭和47年に点字図書館の本格的設置により、県下の視覚障害者の拠点として福祉の増進向上に努めて今日に至っています。

社会福祉法人
鳥取県ライトハウス HP より

ビスを行っています。

県立図書館では、障害者サービスについての研修会を、各市町村図書館関係者を対象に実施しています。

障害のある子どもにとっては、身近な図書館等におけるサービスが特に大切であり、各市町村における取組の向上が求められます。

図書館等へ直接来ることのできない子どもへの支援・サービスが求められます。

施策の方向性

子どもの障害の種類や程度に応じた読書活動の支援に努めます。

具体的な取組

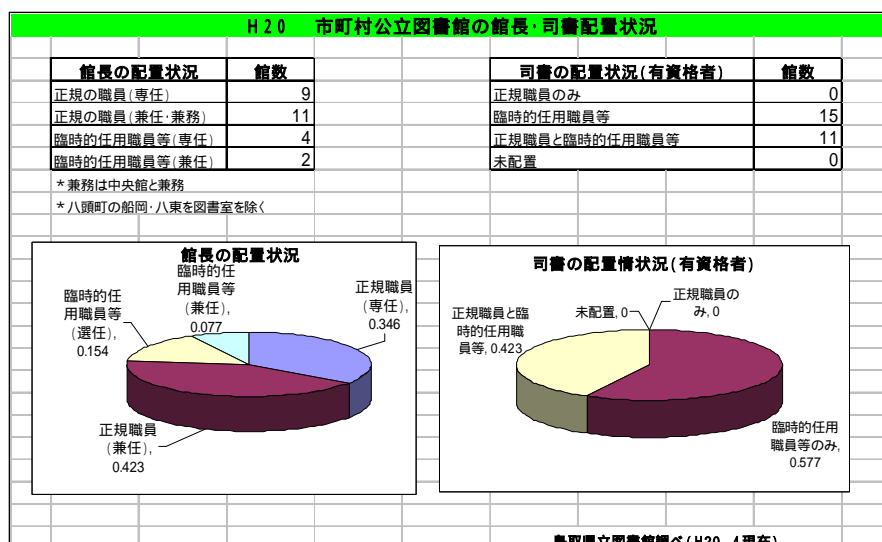
図書館や読書ボランティアによる対面朗読の実施や点字図書、録音図書の作成に努め、視覚障害のある子どもに対する読書活動を支援します。

障害の種類や程度にかかわらず、すべての子どもたちが楽しむことができるような「布絵本」(*)「さわる絵本」の作成に努めます。

公共図書館や公民館図書室と手話ボランティアとの連携・協力により、対面朗読や手話通訳による読み聞かせを実施するなど障害のある子どもに対応できる体制を整備します。

* 布絵本
遊びの要素と絵本の要素を合わせもった布でできた絵本。
子どもが、なめたり噛んだり、くしゃくしゃにしても大丈夫です。

の図書館が57.7%であり、市町村も司書の確保に努力していますが、まだ十分とは言えない状況です。



子どもが身近に図書に触れることができるよう、各図書館において施設・設備や図書の拡充、職員体制の充実が求められます。

市町村合併により、公立図書館の未設置市町村数は減少しましたが、実質的に子どもの身近に図書館がなく、現状のままでは十分な図書館サービスを提供することは難しい地域もあります。子どもたちの身近に、本があるような環境をつくる必要があります。

今後は、市町村における読書活動推進計画を整備し、長期的な計画をもとに読書活動を推進していくことが重要です。

施策の方向性

全市町村へ図書館設置を働きかけ、すべての人が図書館を利用することができるような環境づくりを促します。

子ども向け図書の計画的整備、司書の配置などの充実を図ります。

利用者の利便性を図るため、図書館の情報化・ネットワーク化を促進します。

市町村における子どもの読書活動推進計画の策定を促し、長期的な見通しを持った図書館整備を促します。

県立図書館は、市町村図書館のサービス向上を支援します。

具体的な取組

図書館未設置の市町村に対して、図書館整備に向けた理解の促進を図ります。

児童図書に関する専門的な知識を有する司書の配置を促進します。

分館や分室の整備、自動車文庫の運行など、図書館から離れた地域に対するサービスの充実を図ります。

「図書館の利用に障害がある人」()も図書資料の利用ができるようサービスを充実させます。

県立図書館の新刊児童図書の巡回展示を継続し、市町村図書館における子ども向け図書の計画的な整備と充実を支援します。

県立図書館による市町村図書館の司書等の職員を対象とした講座や研修を開催し、児童図書担当者の抱える課題の解決に向けた支援を行います。

鳥取県図書館横断検索システムや物流ネットワークの有効活用と拡充により、市町村図書館への図書の提供を支援します。

(2) 公民館、児童館等の整備・充実

現状と課題

本県における公立図書館の設置状況は、19市町村中18市町となりましたが、図書館から離れた地域もあり、そうした地域では、公民館図書室や児童館がその代替施設としての機能を担っています。

公民館や児童館に図書室が設けられているところもありますが、蔵書数は子どもが読書活動を行うのに十分でないところもみられます。また、そのような代替施設には、子どもの読書活動に関して相談に応じることのできる専任司書がいません。

図書館や公民館図書室から遠隔地にあるなどの状況から、子どもが図書に触れる機会が少ない地域にあっては、地区公民館や児童館など、身近な場所でいつでもどこでも本に親しむことができるような読書環境の充実が求められます。

* 図書館の利用に障害がある人
図書館の利用に関して、何らかの障害があれば、その人は図書館利用の障害者であるという考え方。
「心身障害者へのサービスが即ち障害者サービスである」ということではなく、何らかの要因で資料や図書館を利用できなかったり、利用しにくかったりするというものを「図書館利用の障害」ととらえる。

施策の方向性

地域の実情に応じて、公民館図書室や児童館図書室のより一層の充実を図り、地域の子どもが身近なところで図書に触れる機会の増加に努めます。

県立図書館は、市町村図書館による地区公民館、児童館のさらなる充実を支援します。

具体的な取組

市町村図書館からの図書の団体貸出、地域住民からの本の寄贈等により、公民館図書室や児童館の子ども向け図書の充実を図ります。

自動車文庫による公民館や児童館への巡回により、子どもの身近なところに本を提供するよう努めます。

地域の読書ボランティアによるおはなし会を開催し、子どもが本に親しむ場づくりを進めます。

(3) 学校図書館等の整備・充実

現状と課題

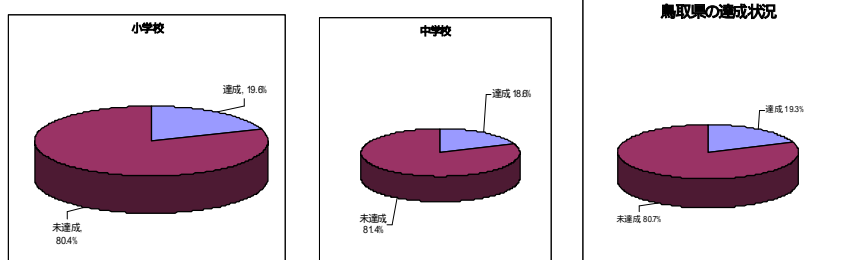
児童・生徒の知的活動を促進し、多様な興味・関心に応えられるよう、新しい図書の整備・充実が求められています。

平成20年3月現在の小中学校の学校図書館図書標準達成状況は、小・中学校とも20%程度であり、地方交付税措置による学校図書館図書整備費による蔵書の充実を、引き続き各市町村に働きかけていく必要があります。

H19 小・中学校の学校図書館図書標準達成状況

鳥取県の達成状況	内 訳	
	小学校	中学校
達成校数	40	11
未達成校数	167	48

鳥取県教育委員会調べ
(H20.3現在)

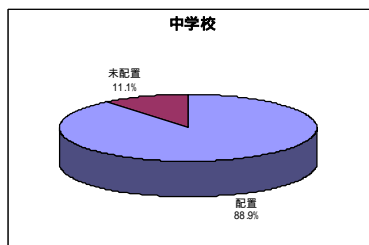
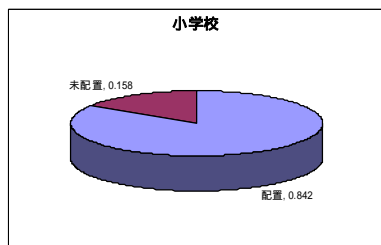


各市町村（組合）立小・中学校における学校図書館専任職員の配置状況は、19市町村中16市町村で配置されていますが、その勤務形態や専門性については市町村によって差があります。

H20 小・中学校における学校図書館専任職員の配置状況(市町村・学校組合)

鳥取県の配置状況	内 訳	
	小学校	中学校
配置市町村数	16	16
未配置市町村数	3	2

鳥取県立図書館調べ
(H20.4現在)



*市町村には学校組合含む

本県では、県内すべての公立小・中学校に司書教諭を配置しました。今後は、司書教諭を中心に学校図書館専任職員や教職員の共通理解のもと、学校図書館が一層活用されるような取組が求められます。

県立高等学校では、県内すべての県立高等学校に司書を正職員として配置し学校図書館の活性化及び充実に努めています。また、私立高等学校においても、司書教諭を中心に、図書館の活性化に向け、さまざまな取組がなされています。

県立特別支援学校では、全校に司書教諭と図書館事務補助員を配置し、子どもの障害の種類や程度に応じた読書活動の推進に努めています。

県立高等学校では、平成14年度から順次全校に図書管理システムを導入し、平成20年度からは、システムの更新を行っています。図書館の蔵書データの電子化及び業務の電算処理化を行い、図書館利用の利便性を高めるとともに学校教育活動への支援体制の充実に努めています。

保育所や幼稚園においても、絵本、紙芝居などが整備されています。市町村によっては、幼児教育担当の専任司書を配置し、保育所の読書環境の整備に取り組んでいるところもあります。今後は、市町村図書館と連携するなど、各保育所や幼稚園において一層の蔵書の充実に努める必要があります。

乳幼児期は、読書の楽しさと出会う大切な時期です。親子が一緒に絵本に親しむ場所や機会の提供など、環境づくりの充実が一

層求められています。

施策の方向性

小・中学校については、平成19年度から新たに「公立義務教育諸学校の学校図書館図書整備に関する新たな5か年計画」(*)による地方交付税措置が行われており、市町村に対して、その趣旨の一層の理解を求め、早急に蔵書の充実を図ります。

県立学校における施設、設備、図書の整備を計画的に行い、その充実に努めます。また、情報端末機器の整備、業務の電算処理化など、学校図書館の情報化をさらに進めます。

司書教諭の配置の趣旨が、各学校において十分生かされるよう働きかけます。

小・中学校への学校図書館司書の配置を充実します。

学校図書館ボランティアとの連携を充実します。

保育所、幼稚園において、年齢に応じた図書の選定について配慮します。

* 「公立義務教育諸学校の学校図書館図書整備に関する新たな5か年計画」

学校図書館図書標準をふまえ、平成19年度より、新たに学校図書館の蔵書の整備を目的に、平成23年度までの5年間、毎年200億円の交付税措置が講じられます。

具体的な取組

「公立義務教育諸学校の学校図書館図書整備に関する新たな5か年計画」による地方交付税措置の趣旨について、市町村に理解を求め、学校図書館の図書の整備を推進します。また、県立学校についても、図書の整備に努めます。

司書教諭の全校配置を継続して行うため、資格者の養成に努めます。

学校図書館への学校図書館司書の配置など、学校図書館専任職員の継続的な任用に努め、学校全体で読書活動を推進できる環境を整備します。

市町立図書館（公民館図書室）の団体貸出を利用して、余裕教室やワークスペースに図書を整備したり、また学級文庫の充実を図ったりして、子どもの身近に本のある環境づくりを進めます。

各学校における高速インターネットの接続、校内LANの整備促進、情報端末機器の増設を図ります。また、県立高等学校の図書管理システムの計画的な更新と拡充を図り、県内公立図書館とのネットワーク化も進めます。

学校図書館でボランティアが活動しやすい環境づくりを行います。

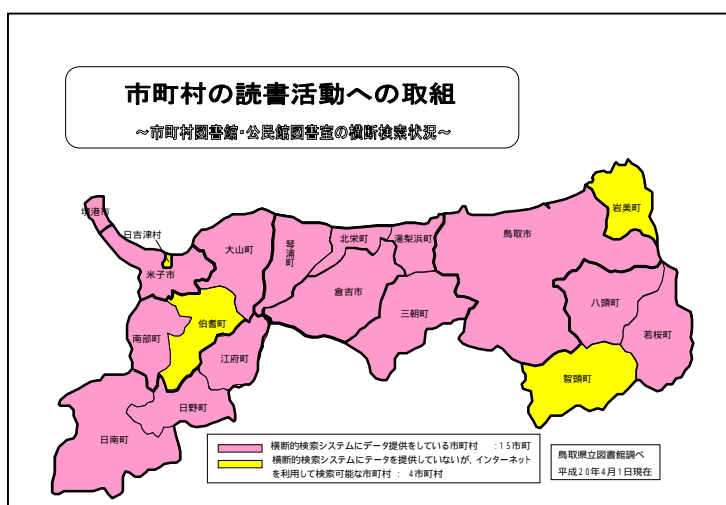
保育所、幼稚園においては、幼児が本と親しむために絵本コーナーを設置したり、読書スペースを確保したりするなど、読書環境の整備に努めます。

保育所、幼稚園は市町村図書館と連携して、図書の実用を図るとともに、発達段階に応じた選書に努めます。

(4) 図書館間、地域や家庭と図書館との連携・協力

現状と課題

県内で15市町村の図書館が県立図書館と横断検索ネットワークでつながっており、図書館のホームページで、県内の図書館の蔵書を検索できるサービスを提供しています。今後、ネットワークの拡充が求められます。



市町村図書館の要請により、県立図書館から市町村図書館に対して宅配便による配本サービスが行われ、利用者の希望に対して迅速に対応する体制を整えています。

県立図書館は、多様な読書ニーズに応えるために、資料の充実や物流システムの維持に努め、市町村図書館と連携を密にし、資料がより活用される環境整備を行っています。

学校図書館に関する人的整備は進んできたものの、蔵書数や子ども読書に関わる人の育成は、まだ十分といえません。子ども

の読書活動が生活の中に定着していくためには、学校と公立図書館との連携・協力が重要であり、このための推進体制づくりが求められます。

県立図書館では、県内の高等学校（私立高等学校、特別支援学校を含む）に対して、配本サービス、巡回相談等の支援を実施しています。また、小・中学校に対しても、市町村図書館を通して貸出を実施しています。

市町村によっては、市町村図書館、学校、保育所、幼稚園、読書ボランティアによるネットワークづくりが進められ、子どもの読書活動の推進のために、さまざまな取組を進めています。

市町村図書館の中には、自動車文庫で遠隔地への配本サービスを行っているところがあります。また、読書ボランティアと連携してイベントを開催している市町村図書館も多数あります。

（H20.4.現在21館/27館）

市町村の保健センターと市町村図書館が連携して、ブックスタートやブックスタートに続く取組、おはなし会を行っている地域も増えてきています。

施策の方向性

県立図書館は、市町村図書館のサービス向上を支援します。

県立図書館は、公立図書館未設置の自治体に対して公立図書館の設置に向けた支援を行います。

利用者の利便性を図るため、図書館のネットワークの拡充と活用の促進を図ります。

県立図書館、県教育センター、小中学校課、高等学校課、特別支援教育課等が連携して、司書教諭、学校図書館専任職員（学校司書等）を対象に子どもの読書や図書室の活性化についての研修会を実施し、専門的技術の向上を図ります。

図書館、学校、地域のボランティア等の民間団体が連携・協力した推進体制の整備を支援します。

具体的な取組

県立図書館は、市町村図書館に対して、リクエスト図書の宅配やレファレンス・巡回相談等の支援を行います。

県立図書館は、図書館業務専門講座や市町村図書館児童図書部門担当者会等の研修会を一層充実させ、市町村図書館の職員や司書教諭、学校図書館専任職員のスキルアップを支援します。

利用者の利便を図るため、鳥取県図書館横断検索システムの拡充と利用の促進を図ります。

市町村図書館は、司書教諭、学校図書館専任職員を対象とした研修や情報交換会の機会を提供します。

市町村図書館は、学校や保育所、幼稚園、公民館や児童館に対しての団体貸出やレファレンスを充実させ、学校などでの読書活動を支援します。

市町村図書館は、福祉保健センターや学校等と連携して、家庭での読書習慣の定着に向けた支援をします。また、保護者や子どもに対して、年齢に応じた本の紹介やブックリストを提供します。

市町村におけるブックスタート事業の一層の充実を図るとともに、子どもと親の集まる機会を利用して、読み聞かせや絵本の選び方などの情報提供を行い、家庭における読書活動を支援します。

市町村図書館は、おはなし会などの各種事業の実施において、地域の読書ボランティアを積極的に受け入れ、地域団体による子どもの読書活動を支援します。

読書ボランティアに対して、情報交換会や合同研修会等の機会を提供し、団体のネットワーク構築を支援します。

(5) 障害のある子どもへの配慮

現状と課題

公立図書館等においては、誰でも図書館を利用できるよう、ユニバーサルデザイン(*)の考えに基づいた整備が進められています。障害のある子どもたちが自由に読書できるよう、障害の種類や程度に応じた図書の整備、読書スペースの充実などの環境整備が求められます。

県立図書館では、障害のある人(子どもも含む)の希望に応じて、郵送による配本サービスを実施しています。また、県立鳥取盲学校では点字図書の貸し出しも行われています。

*ユニバーサルデザイン

年齢や性別、身体的能力の違いに関わらず、すべての人が使いやすいように、製品や建物、空間をデザインしようという考え。

録音図書・点字図書、大活字本についても、県内の市町村図書館に対して、他の図書と同様に迅速に所蔵情報を提供しています。

施策の方向性

図書館において、障害のある子どもたちが安心して利用できるよう、読書環境の整備に努めます。

障害により外出することが困難な状況にある子どもたちに対して、支援・サービスの提供に努めます。

具体的な取組

障害の種類や程度にかかわらず、すべての子どもたちが楽しむことのできるような「布絵本」や「さわる絵本」の整備を進めます。

公立図書館における大活字本、録音図書、点字図書の整備を促進します。また、県立図書館による市町村図書館や特別支援学校への団体貸出による支援を行います。

公立図書館や公民館図書室と手話ボランティアとの連携・協力により、対面朗読や手話通訳によるおはなし会を実施するなど障害のある子どもに対応できる体制を整備します。

障害のある子どもも、図書館が利用しやすいよう施設のユニバーサルデザイン化を一層促進します。

特別支援学校における図書の整備・充実を図るとともに、県立図書館の団体貸出による図書の提供を充実させます。

図書の宅配便の在宅支援サービスの活用により、障害によって図書館に来館できない子どもへの図書の提供を行います。

(6) 多様な文化への対応

現状と課題

県内には5,532人の外国籍の人々が生活しており(平成17年度国勢調査)、その数は年々増加しています。

外国籍の子どもが読書に親しむことができるよう環境整備を進めるとともに、多様な文化に対する理解を深めることが求められ

ます。

県立図書館には、外国籍の子どもの読書活動を支援するため、英語、環日本海諸国(*)の言語(ハングル、中国語、ロシア語等)を中心として、外国語で書かれた子ども向け資料を所蔵しています。

県内の学校にも、外国籍の子どもが在学しており、学校の求めに応じて、外国語で書かれた図書を提供することが大切です。

県立図書館では、環日本海交流室を設け、環日本海諸国・地域に関連する外国語の資料や日本語の資料をいつでも閲覧できるようにしており、また、国際交流員と連携して外国と交流を実施している学校への活動支援を行っています。

施策の方向性

図書館において、多様な文化を持つ子どもたちが読書に親しむことができるよう、読書環境の整備に努めます。

国際化の進展に対応するとともに、多様な考えや価値観をもつ外国文化の理解を進めることができるような環境づくりを進めていきます。

具体的な取組

多様な文化を持つ子どもの読書活動を推進するために、公立図書館、公民館図書室における外国語の資料の整備を促進します。

多様な文化に対応したコーナーの設置や表記など、利用しやすい図書館環境の整備に努めます。

学校や地域の子どもの外国語資料に対する要望に応えるために、公立図書館、公民館図書室との連携を推進します。

多様な言語に対応できるよう職員の研修を行うとともに、市町村図書館に対して、レファレンスの機会を通して、多様な言語で表記された図書の解説の支援を行います。

日本の子どもたちが、多様な言語や文化を理解するための資料の整備をします。

*環日本海諸国

主に、韓国、中国、ロシアの国々。

3 子どもの読書活動を支える人の育成

子どもたちが積極的、自発的に読書活動を行う意欲を高めるため、図書館職員、教職員、保育士、保健師、読書ボランティア等、本と子どもを結びつける立場にいる人の育成と学校における管理職や教職員の共通理解の促進に努めます。

(1) 各市町村・市町村教育委員会・関係機関の管理職等の理解の促進

現状と課題

各市町村や学校において、子どもの読書活動を推進するためには、公立図書館、学校図書館に専門的な知識を持った職員を配置するとともに、各機関を管理する教育委員会、管理職等の子どもの読書の重要性に対する理解を深め、子どもの読書活動推進計画に沿った、計画的な取組が求められています。

本県では、全公立学校に司書教諭を配置し、また、学校図書館専任職員の配置も行われています。今後は、司書教諭や学校図書館専任職員の職務に対する管理職や教職員の理解を深め、管理職のリーダーシップのもと、司書教諭を中心に教職員の共通理解のうえで学校として子どもの読書活動に取り組む必要があります。

公立図書館の館長の中には、専任で正規職員、司書資格を有する者は少ない現状にありますが、図書館運営においてリーダーシップが発揮できるよう、館長としての役割が求められています。

施策の方向性

各市町村に対して、図書館に正規の職員としての司書の配置を促し、管理職に対する研修の機会を提供し、司書教諭や学校図書館専任職員の役割や学校における読書活動の重要性について理解を深めます。

「鳥取県子どもの読書活動推進ビジョン」(*)策定後、各市町村教育委員会への啓発を行うとともに、子どもの読書活動推進計画の策定や推進体制の整備を促すなど、教育委員会の取り組みが活発化するよう支援していきます。

* 「鳥取県子どもの読書活動推進ビジョン」

平成13年に公布・施行された「子どもの読書活動の推進に関する法律」を受けて、鳥取県が策定した読書活動の推進に関する基本的な計画。

具体的な取組

公立学校の図書館充実に向け、市町村教育委員会へ子どもの読書活動の重要性について働きかけを行います。

学校全体としての読書活動の推進を図るため、司書教諭や学校図書館専任職員が、専門的な立場から学校全体の読書活動推進にリーダーシップを発揮できるような体制づくりと、管理職の理解促進に努めます。

司書教諭を全校に継続して円滑に配置するため、資格者の継続的な養成を行います。

「鳥取県子どもの読書活動推進ビジョン」の策定に関する説明会を開催し、各市町村における推進計画の策定の働きかけや推進体制整備の支援を行います。

(2) 教職員等の研修の充実・理解の促進

現状と課題

子どもたちが読書に親しむようになるためには、子どもの読書活動に携わる人たちが、子どもと本のより良い出会いをコーディネートするために必要な専門知識と技術を身につけることが大切です。

司書教諭、学校図書館専任職員を対象とした研修は実施されているものの、管理職を含めその他の教職員を対象とした子ども読書活動に関する研修の機会は十分とは言えず、今後、学校体制として読書活動を推進していくための支援が必要です。

施策の方向性

読み聞かせなどを実践する司書、保育士、教員など、子どもの読書活動の担い手の能力向上を図ります。

小学校、中学校、高等学校の教職員を対象として、学校図書館の効果的な活用や読書指導についての研修を行い、指導力の向上を図ります。

具体的な取組

司書教諭、学校図書館専任職員、保育士、教職員を対象とした

専門的な研修を実施します。

管理職をはじめとする教職員を対象とした学校図書館に関する研修講座や校内研修を充実させ、子どもの読書活動の意義の共通理解と子ども読書に関わる指導力の向上を図ります。

(3) 司書、司書教諭、図書館職員等の養成・研修・再教育の場の提供

現状と課題

子どもたちが読書に親しむようになるためには、子どもの読書活動に携わる司書が、子どもと本により良い出会いをコーディネートするために必要な専門知識と技術を身につけることが大切です。

県立図書館では、市町村図書館の職員や学校の司書教諭、学校図書館専任職員に対して、スキルアップのための各種専門講座、研修を実施しています。

高等学校課では、司書教諭の資質向上のため研修を実施しています。また、小中学校課では、司書教諭連絡協議会を開催し、学校図書館の活用や円滑な職務遂行に関する研修を実施しています。今後は、県立特別支援学校の司書教諭、図書館事務補助員を対象に、子どもの障害の程度に応じた読書活動の支援に関する専門的な研修が望まれます。

県教育センターでは、新採用幼稚園教諭を対象に、読み聞かせの研修を実施しており、また、教職員を対象に、図書館教育に関する研修を実施しています。

市町村には児童専任職員のいない図書館が多く、市町村図書館の司書をはじめ職員誰もが、この部門のさらなる研修を深め、子ども読書の担い手となるようにする必要があります。そのためにも、図書館職員の正職員化及び長期的な雇用も大切です。

司書をはじめ、司書教諭、学校図書館専任職員、保育士、読書ボランティアといった人たちが、さらなる専門的知識を得ることができるよう研修の場・再教育の場を提供していくとともに、地域住民へ知識・技能を還元することが出来るよう、行政と読書

ボランティア等による協働した取組が求められます。

施策の方向性

図書館職員に対し、児童図書、子どもの読書に関する研修の充実を図ります。

保育専門学院、鳥取大学、鳥取短期大学等における人の養成について、中・長期にわたる継続的な再教育の場の提供に関する連携・協力を図るよう努めます。

具体的な取組

司書等の図書館職員の能力向上を図るため、専門研修を継続して実施開催します。また、研修記録をHP等で紹介し、多くの職員がいつでも研修することのできる機会を提供します。

市町村図書館の職員を対象に、児童図書やヤングアダルト向けの本など、子ども向け図書に関する研修の機会を提供します。

保育専門学院、鳥取大学、鳥取短期大学と連携して、子どもの読書活動に関する知識・技能を有した保育士、幼稚園教諭の育成と、すでに子ども読書活動に携わっている人の研修、再教育の場を提供し、研修の成果を地域で生かすことができるようにします。

(4) 読書ボランティア等の育成及び研修

現状と課題

子どもたちが読書に親しむようになるには、子どもの読書活動に携わる人たちが、子どもと本のより良い出会いをコーディネートするために必要な専門知識を身につけることが大切です。

県内各地で「家庭文庫」、「読み聞かせグループ」などの読書ボランティアが、地域の図書館、公民館、保育所、幼稚園、学校と連携して活動しており、子どもが読書に親しむさまざまな機会を提供しています。

県立図書館及び市町村図書館では、職員をはじめ読書ボランティアに対して、スキルアップのための各種講座、研修を実施しています。

読書ボランティアは、自主的に研修会や連絡会を実施しています。今後は、読書ボランティア団体同士の横の連携による合同研修や実践事例研究の取組が期待されます。

施策の方向性

地域で読み聞かせなどを実践する読書ボランティアなど、地域における子どもの読書活動の担い手の育成に努めます。

具体的な取組

地域で子どもの読書活動に携わる読書ボランティアを対象とした研修会を実施します。

研修を受けた方と行政とが連携して地域での読書活動を推進するために、子ども読書活動に関する情報を提供します。

4 子どもの読書活動推進についての啓発・広報

(1) 推進のための普及・啓発活動

子どもの自主的な読書活動を促進するためには、家庭における保護者、学校における教職員、子どもの身近にいる大人自身が読書に親しむ姿勢を示すとともに、子どもの読書活動の意義や重要性を理解していくことが必要です。

そのために、子どもの読書活動に対する県民の関心と理解を深め、子どもの自主的な読書活動を推進する社会的機運を醸成するための、幅広い普及・啓発を図るよう努めます。

現状と課題

県では、平成17年度に「全国生涯学習フェスティバル」、平成18年度からは「読書活動推進フォーラム」（平成19年度は国委託事業：読書フェスティバル(*)）をはじめとする大規模イベントにおいて、子どもの読書活動をテーマに取り上げ、県民に広く発信してきました。

また、平成17年度から「手紙、作文・小論文コンクール」を開催し、文字・活字文化の普及・啓発に努めてきました。また、県立図書館においては、「文字・活字文化の日」（10月27日）に合わせて展示や講演会が実施されています。

「子ども読書の日」(*)（4月23日）や「読書週間」（10月27日～11月9日）を中心に、県内各地の図書館、公民館、学校ではおはなし会や講演会、展示会などの事業が実施されています。

また、平成17年度から、県教育委員会を中心に「心とからだいきいきキャンペーン」を展開し、食・読・遊・寝を中心とした6つの柱の中に「本を読もう」も位置づけて、生活習慣としての定着を図っています。保育所、幼稚園、小・中学校においても、「ノーテレビデー」と併せて、家庭での読書の推進に取り組んでいます。

市町村においても、読書フェスティバルなどが開催され、地域や家庭での読書活動の推進に関する啓発が行われています。今後、県の取組や、学校PTAとの連携も持ちながら、あらゆる機会に継続して啓発を行うことが望まれます。

* 読書フェスティバル
平成19年度に国委託事業「子ども読書活動地域フロンティア事業」として実施したものを。

* 子ども読書の日
平成13年度の「子どもの読書活動の推進に係る法律」によって制定されたもの。

今後は、「子ども読書の日」の県民への普及に一層努め、広く浸透を図る必要があります。

施策の方向性

各種キャンペーンを展開し、大人も子どもも読書に取り組む機運を醸成し、家庭での読書を推奨します。

「読書活動推進事業」を、市町村に身近なものとし、県内に広く子ども読書に関する関心を高めて行きます。

具体的な取組

公立図書館、学校、PTA、読書ボランティアと連携して「大人も子どもも読書キャンペーン」を展開し、「家庭での読書」の普及・啓発を図ります。

「心とからだいきいきキャンペーン」を継続して実施し、地域や団体からの草の根的な読書活動への取組を促します。

「読書活動推進フォーラム」を市町村教育委員会や読書ボランティアと協力して開催することにより、地域住民の子どもの読書活動に対する関心を高めていきます。

公立図書館等において「子ども読書の日」や「文字・活字文化の日」の関連事業として、全県一斉におはなし会を実施します。

(2) 子どもの読書に関する各種情報の収集・提供

現状と課題

各図書館では、「子ども読書の日」に関連した事業を実施したり、図書館のホームページにおはなし会や子どもの読書に関する情報を掲載したりして、地域住民への情報提供に努めています。

県立図書館では、見本資料として有用な児童図書を多数購入し、児童図書の選書支援を行うとともに、年齢に応じた図書リストを作成し、ホームページに公開しています。

県教育委員会のホームページを通じて、学校、図書館、読書ボ

ランティアの取組を紹介したり、イベントの情報を提供したりしています。

今後は、地域住民の方が、子どもの読書活動に関する情報を容易に入手・活用できるよう、身近な地域情報の収集、提供機能の充実が求められます。

施策の方向性

県、市町村、学校、図書館、民間団体の取組などに関する情報の収集に努めます。

保護者、一般県民に対し、子どもの読書活動に関する情報を積極的に提供します。

具体的な取組

県、市町村、学校、図書館、民間団体の子どもの読書活動に関する取組の情報を収集し、ホームページ等によって、積極的に情報提供します。

第4章 方策の効果的な推進に必要な事項

1 県の推進体制の整備

県では、平成15年度に「鳥取県子どもの読書活動推進委員会」を設置し、毎年「鳥取県子どもの読書活動推進ビジョン」の進捗状況や子どもの読書活動に係る事業の検討をしてきました。

平成20年度には、「鳥取県子どもの読書活動推進ビジョン」の第1次計画期間における成果と課題を検証し、ビジョンの見直しを行いました。今後は策定されたビジョンに基づき、子どもの読書活動を総合的に推進するため、「鳥取県子どもの読書活動推進委員会」において、県内の推進状況の検証、具体的な取組についての検討を進めます。

県教育委員会の関係各課の役割を明確にし、連携しながら読書活動の推進について総合的な施策の推進ができるように努めます。また、ブックスタート事業の推進について、知事部局関係課と連絡を密にしながら、情報提供を行うようにします。

2 市町村での子どもの読書活動推進体制の整備

次世代の地域を支える人材を育成することは、県及び市町村にとって重要な責務であり、人材育成に読書が果たす役割も大きなものがあります。首長部局、教育委員会、民間団体が連携して、地域ぐるみの読書活動の推進が期待されます。

各市町村において、長期的に子どもの読書活動の推進に関する取組が行われるためには、「子どもの読書活動推進計画」の策定が大切です。県教育委員会は、ビジョンの普及・啓発と合わせて、市町村の読書活動推進計画の見直しや策定を支援します。

各市町村においては、学校、図書館、教育委員会、民間団体の関係者からなる子どもの読書活動推進のための体制を整備することが重要であり、必要に応じた支援を行います。

また、子どもの読書活動の推進において、市町村の役割は重要であることから、各市町村で福祉保健部局等の関係機関との連

携・協力の具体的な方策についての検討、情報交換を行うことが求められます。

3 民間団体等の連携・協力の促進

子どもの読書活動推進について、民間団体、読書ボランティアは、重要な役割を果たしています。民間団体は、主体性を持ちつつ、相互に連携・協力を図ることにより、それぞれの団体の活動内容を充実させるとともに、全体として子どもの読書活動を一層推進していきます。

書店は地域において子どもたちが本に接する身近な場所であり、図書館と同じように読書活動推進の一翼を担うことが期待されます。書店が読書活動推進の担い手として、子どもの読書活動を推進していくための連携・協力を進めていきます。

県では、民間団体の連携・協力について、支援体制の整備を行います。